

2. 河川管理に関する司法の判断について

2015年鬼怒川豪雨災害（茨城県常総市）に関して、行政による河川管理の不備を認めた裁判所の判断が出されました。水害訴訟というと、住民側が敗訴する例が多く、その背景には河川改修には費用も時間も、用地の制約等もあって特別に明らかな合理性がなければ責任は問わないということだったと思われまます。確かに、河川流域は平野部では開発が進んでいることもあって、河川事業が進展しないというか追いつかないというのが現実です。しかし、今回の件で各自治体や国は災害インフラの再点検を実施するようになると思いますが、目先のことだけを点検するのではなく、流域全体を見据えて新たな視点で点検をし、その結果を公開するということが必要だと思えます。

そして、住民とも十分に意見を交わして、より安全な環境を次世代へつなぐということが必要となると思えます。点検が今回指摘されたような類似のものがあるかどうかだけのものになると、同じようなことあるいはそれ以上のことが発生する心配が残るからです。

今回の司法判断で重要なことは、治水機能とそれを支える環境への対応を再考させるものであったことから、これまでとは違う広い視野からの判断は画期的なものとして評価されているのだと思えます。ある意味で、これまでの治水対策について問題点を提示されたともいえるような気がします。ダムを造る、河川を改修することは手段であって目的ではないということです。水害対策は人が死なないようにすること、浸水や氾濫があってもその被害を最小にして復旧可能なものにして、暮らしをできるだけ早く再建するというところにあるはずです。つまり、河川環境を守るということは人の暮らしを守ることと一体でもあるということで、一時的に負荷があっても回復できるコントロール策を有していなければならないと思えます。

実務的には、技術と環境保全は決して相反するものではなく、地域の特性や河川の特性、これまでの河川との付き合い方と時間軸を入れての両立を目指すべきだと思えます。また、技術優先の行政の管理が行き過ぎると、洪水とか水害に関心になって、それが逆に水害で犠牲になるというようなりスクを抱えてしまうということがあります。これまでは、大雨による災害を暮らしの中に織り込んできた生活システムがありました。これを復活させれば済むことではありませんが、その根底にある自然との付き合い方は無視できないと思っています。つまり、目先の利便性にだけ注目に過ぎると、新たな危険因子が生まれてくるということになります。今回の司法判断は、暮らしと河川環境の在り方を問うことになり、ハード対策とハザードマップや避難のあり方を取り入れたソフト対策を流域で暮らすという目で、生活環境を見直していく機会にすべきです。